

先着申請順による分譲宅地（保留地）のご案内

- 分譲宅地 先着順対象確定画地 1 区画
分譲宅地番号 12（1 4 1 街区 3-10 画地）
228.11 m² 分譲価格 24,179,660 円
- 申請受付 と き 令和4年3月1日(火)～3月14日(月)
午前9時～午後5時
※3月12日(土) 13日(日)も同時刻で受けま
す。
ところ 豊田浄水特定土地区画整理組合事務所
- 販売方法 先着申請順により販売いたします。ただし、令和4年3月1日(火)午前9時の時点で複数人の希望者があった場合は、くじにより先着順を決定します。（その場合、午前9時以前に並んだ順番は考慮しません。）
また、申し込みがあるまでは、3月2日以降同様の取り扱いとします。

豊田浄水特定土地区画整理事務所

【問合せ先】

豊田浄水特定土地区画整理事務所 豊田市浄水町原山70番地

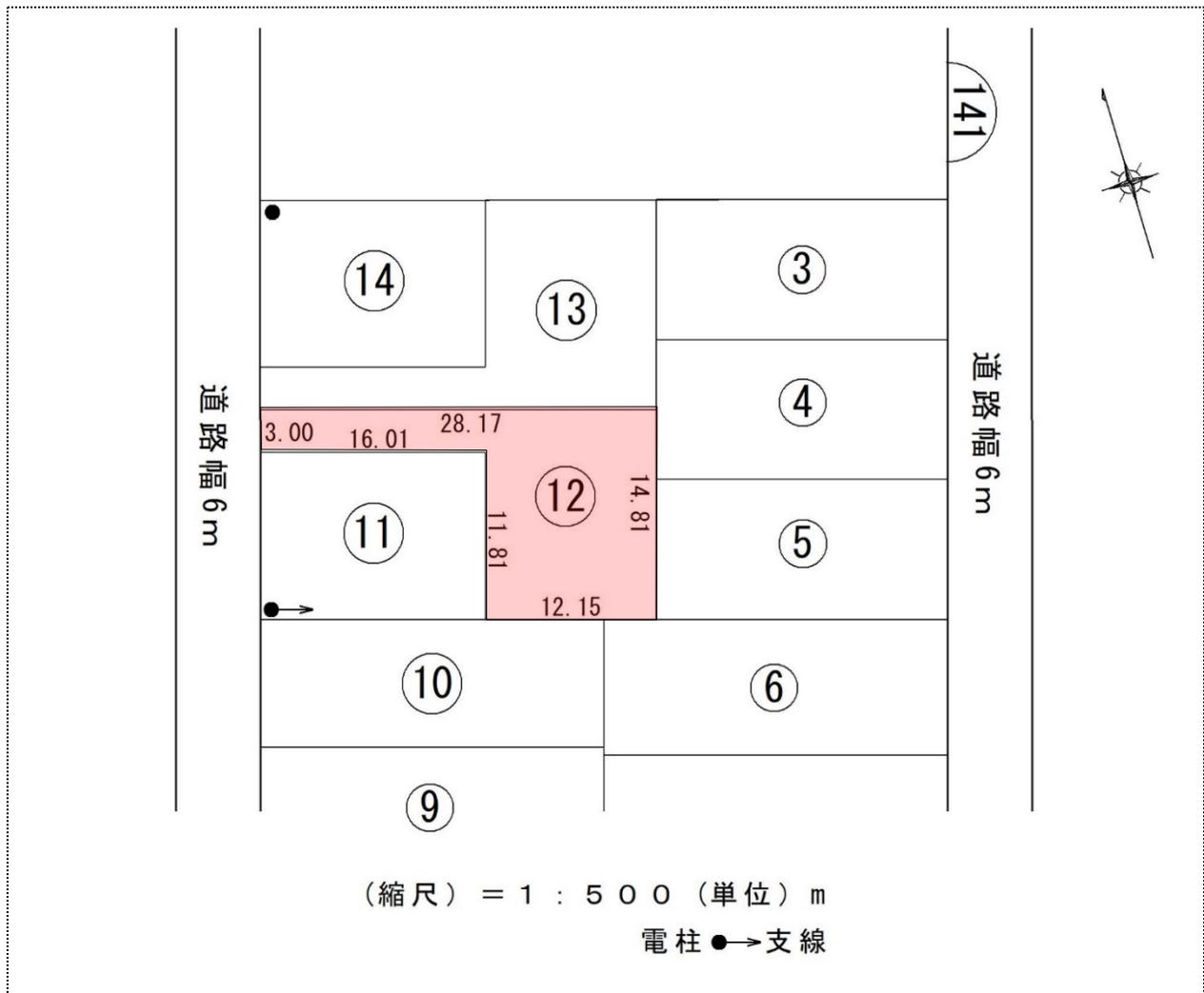
電話 (0565) 46-3600

e-mail : t-josui@hm9.aitai.ne.jp

*土・日曜日・祝日を除く

豊田浄水特定土地区画整理組合 分譲宅地番号 12

| | |
|--------------------|--|
| 街区 (ブロック) 画地 (ロット) | 141街区3-10画地 |
| 地積 (坪) | 228.11㎡ (約69.00坪) |
| ㎡単価 (坪単価) | 106,000円/㎡ (約350,413円/坪) |
| 分譲価格 | 24,179,660円 |
| 用途地域/建ぺい率/容積率/高さ | 第1種低層住居専用地域/60%/100%/10m |
| 上水道・都市ガス | 宅内引き込み済み |
| 下水道 | 宅内取付け管設置済み。φ100 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・地区計画 (まちづくりルール) があります。 ・上水道・都市ガス・下水道取付け管の位置変更等は、自己負担となります。 |



先着申請順による分譲宅地（保留地）

応募のなかった宅地については、先着順による募集宅地（随意契約）として買受申込みを受付けます。ご希望される方は、3月1日（火）午前9時より3月14日（月）午後3時までの間（*3月12日（土）、13日（日）は窓口受付可）で受付を行いますので、組合事務所窓口までお越しください。組合ホームページからのインターネット申込み、電話による申込みはできません。

抽選会で抽選漏れの方は、抽選会当日使われた抽選参加申込完了案内をご持参ください。

新規申込みの方は、提出書類の準備が必要ですので、組合事務所までご連絡ください。

買受申込書の記載は、当日、窓口で行います。

先着順の取り扱いについては、以下（1）販売方法をご参照ください。

【重要なお知らせ】

（1）販売方法

先着順とは、先着申請順を意味します。申込受付開始時間 令和4年3月1日（火）午前9時の時点で複数人の希望があった場合は、誠に申し訳ありませんがくじにより、先着申請順を決定します。（その場合、午前9時以前に並んだ順番は考慮しませんのでご了承ください。）

（2）注意事項

詳細は、申し込み手続き時に説明いたします。2月の抽選会に参加された方は、すでにご確認のことと思いますが、新規申し込みの方については、特に次の点をご注意ください。

◎契 約

契約代金の納入期限 契約した日から40日以内に納入していただきます。（契約保証金は契約代金に充当します）**納入期限までに全額納入されませんと契約を解約したものとみなし、契約保証金はお返ししません。**また、そのような場合、今後、本組合の保留地処分には参加できません。事前に金融機関でのご相談をおすすめします。

◎土地の引渡し及び登記

- （1）契約時の状態のまま、契約代金の全額納入後に引き渡します。契約後に組合が改良することはありません。
- （2）引渡し後は、草刈などの土地の管理と境界杭の管理をしていただきます。
- （3）引渡し後、地形の変更、建物及び工作物（外構等）等を建築する場合は、「土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書」（通称「76条申請」）を組合に提出する必要があります。
- （4）保留地の所有権移転登記は、換地処分終了後に行います。
- （5）所有権移転登記に要する諸費用は買受者に負担していただきます。

◎権利譲渡の禁止

買受者は、所有権移転登記が完了するまでは、保留地を他の者に譲渡（売買など）することはできません。

◎清算について

建築行為（76条申請許可後）が終了後、組合が行う点検測量により、面積の変動（境界杭の位置の移動）が確認できた場合、後日契約単価により清算（変更契約書の締結）となります。

（変更契約に伴う面積の増減のどちらの場合も利子はつけません）

委任する事項（委任する事項に1つだけチェックしてください。2つ以上は無効）
（委任する事項が複数ある場合は、その都度、新規委任状を提出してください）

| チェック欄 | 委任する事項 | |
|-------|----------|---------------------------------|
| | 先着順保留地申込 | ① 先着順保留地申込（R4.3.1~R4.3.14）に関する事 |
| | 申込内容の取消 | ① 保留地の申込内容の取消に関する事 |

令和 年 月 日

委任状

豊田浄水特定土地区画整理組合
理事長 深見 強 様

住 所

氏 名 ㊟

私は、豊田浄水特定土地区画整理組合の保留地処分において、下記の者を委任する事項の権限を有する代理人として定めます。

記

| |
|--|
| 申込保留地 分譲宅地番号 ⑫ _____ 141 街区 _____ 3-10 画地 _____ |
| 申込人が来られない理由 _____ |
| 代理人 住 所 _____ 氏 名 _____ 連絡先 _____ 年 齢 _____ 歳 |

注意)・代理人は20歳以上の方に限ります。

- ・法人、成年被後見人、被保佐人および破産者で復権を得てない人を代理人とすることはできません。